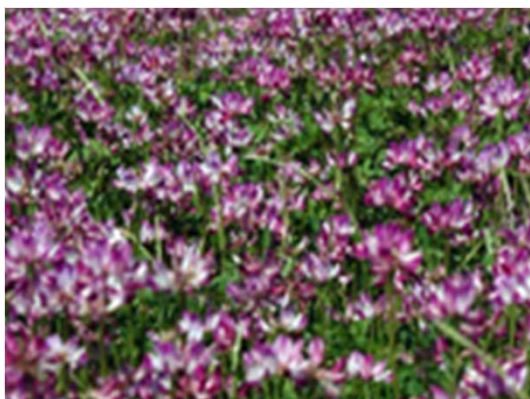


平成25年度 環境保全型農業直接支援対策 (環境保全型農業直接支払交付金)

取組の手引き



平成25年3月

農林水産省

目 次

I	対象農業者	1
II	対象農地	1
III	エコファーマー認定に関する特例措置	2
IV	支援対象取組	
	1. カバークロップ	3
	2. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用	3
	3. 有機農業	4
	4. 地域特認取組	7
	(参考)5割低減の取組	7
V	留意事項	
	1. 5割低減の取組について	8
	2. 都道府県又は市町村による要件の設定	8
	3. 支援対象取組の事例	9
	4. 支援の水準	10
	(参考)25年度の変更点	11
VI	申請手続きについて	
	1. 手続きの流れ	12
	2. 提出先	13
	3. 提出する書類の一覧	14
	4. 申請の際の留意点	16

はじめに

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行っていくことが必要です。

このため、平成23年度から、農業者等が地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」をスタートしました。

環境保全に効果の高い営農活動は、地球環境のみならず地域環境の保全・向上に資する取組であることから、対策の効果が十分に発揮されるよう国と地方公共団体（都道府県、市町村）が適切に役割分担し、一体となって本対策を実施します。

（対策に取り組む際の注意事項）

本対策の申請受付事務や交付金の負担を行うことが困難な市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本対策の申請が可能かどうかを確認してください。

I 対象農業者

次の①及び②の要件を満たす、主作物※¹について販売を目的として生産を行う「農業者（法人を含む）」、「共同販売経理を行う集落営農」、「農業者グループ（共同販売経理を行わない）」が支援の対象となります（平成23年度まで先進的営農活動支援を受けていた活動組織での申請も可能）。

- ① 主作物についてエコファーマー認定※²を受けていること。
- ② 農業環境規範に基づく点検を実施していること。

※1 主作物とは？

化学肥料及び化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組の対象作物のことです。

※2 エコファーマーとは？

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく「土づくり技術」・「化学肥料低減技術」・「化学合成農薬低減技術」を組み合わせた計画を作成し都道府県知事の認定を受けた農業者の名称です。

認定手続き、認定可能な作物等については市町村、都道府県にお問い合わせください。

II 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

Ⅲ

エコファーマー認定に関する特例措置

対象農業者の要件（Ⅰ－①）にあるとおり、主作物について都道府県のエコファーマー認定を受けていることが基本ですが、次の①～③に該当する場合は、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（参考様式第1号）を作成し、実施計画書兼確認依頼書（参考様式第6号）とともに市町村に提出すれば、エコファーマー認定を受けていなくても対象農業者の要件（Ⅰ－①）を満たしているものとして取り扱うことができます。なお、この特例措置は本対策に限り適用されるものです。

- ① 共同販売経理を行う集落営農（都道府県の導入指針に定められた技術）
- ② 導入指針※が定められていない主作物^{（注1）}（省令技術）
- ③ 有機農業の取組（都道府県の導入指針に定められた技術、都道府県が定めた技術）^{（注2）}

※ 導入指針とは？

都道府県が定めた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」のことです。作物ごとに土づくり技術・化学肥料低減技術・化学合成農薬低減技術が示されていますので、詳細は市町村、都道府県にお問い合わせください。

（参考様式第1号）

持続農業法第4条第1項の認定に係る特例措置の適用について
（持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（環境保全型農業直接支払交付金用））

○ 導入計画

対象作物名	対象ほ場のほ場通し番号	導入技術の内容及び導入時期						
		土づくり技術		化学肥料低減技術		化学合成農薬低減技術		
		技術内容	導入時期	技術内容	導入時期	技術内容	導入時期	
水稲	1, 2	① たい肥等有機質施用技術 ② 緑肥作物利用技術 ③ 都道府県が定めた技術	〇月中旬	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術 ④ 都道府県が定めた技術	〇月上旬	① 温湯種子消毒技術 ② 機械除草技術 ③ 除草用動物利用技術 ④ 生物農薬利用技術 ⑤ 対抗植物利用技術 ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦ 土壤還元消毒技術 ⑧ 熱利用土壌消毒技術 ⑨ 光利用技術 ⑩ 被覆栽培技術 ⑪ フェロモン剤利用技術 ⑫ マルチ栽培技術 ⑬ 都道府県が定めた技術	③	〇月下旬

（注1）「導入指針が定められていない主作物」に係る特例措置の利用の可否については、主作物により支援対象とならないものもありますので、あらかじめ市町村、都道府県にお問い合わせください。

（注2）「都道府県が定めた技術」については、取組を行う農地が所在する市町村、都道府県にお問い合わせください。

IV 支援対象取組(全国共通取組)

1. カバークロップ (5割低減の取組との組み合わせ)

(1)カバークロップとは

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組です。

(2)カバークロップの要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上^(注1)播種されていること。
 - ② 適正な栽培管理^(注2)を行った上で、カバークロップの子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。
- (注1) 概ね種苗メーカーのカタログや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要。
- (注2) 栽培期間は、春夏まきの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬まきの場合は概ね4ヶ月以上を確保すること。ただし、都道府県の栽培技術指針等でこの栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることも可。

(カバークロップに係る注意事項)

カバークロップについて、前年にすき込んだカバークロップの種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合等、カタログ等に記載された標準播種量未満の播種量となる場合は、支援対象となりません。

2. 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 (5割低減の取組との組み合わせ)

(1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用とは

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。

(2)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の要件

- ① C/N比10以上の堆肥(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)であって腐熟したものを使用すること。
 - ② 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10a当たりおおむね1.0t以上、その他の作物の場合は10a当たりおおむね1.5t以上の堆肥を施用すること^(注3)。
 - ③ 土壌診断を実施した上で、堆肥を含む使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないように堆肥施用後に栽培する作物について施肥管理計画を策定し、適切な堆肥の施用を行うこと。また、この施肥管理計画に記載した堆肥施用量は、堆肥由来の窒素成分量(堆肥の肥効率を考慮すること。)が原則として都道府県の施肥基準等を上回らない量とすること。
- (注3) 堆肥の施用量については、都道府県によって異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

3. 有機農業

(1) 有機農業とは

主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組です。

(2) 有機農業の要件

- ① 主作物の生産過程等※において、化学肥料及び農薬を使用していないこと(注4,5)
- ② 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること(ただし、エコファーマーに関する特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること)
- ③ 組換えDNA技術を利用しないこと

※ 生産過程等とは？

主作物の生産過程(主作物の生産者による「種子、種苗及び収穫物」の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該主作物の作付けまでの期間のほ場管理のことです。

(注4) 「通常の営農管理において化学肥料又は農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」については、支援の対象となりません。

(注5) 化学肥料及び農薬の使用に関しては、次のとおり。

- ① 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び別表2の農薬については使用することが可能(5~7ページ参照)。
- ② 化学肥料及び農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等を使用することが可能。
- ③ 植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業において、「植物防疫対策事業の運用について」第4の1の(3)のイの(イ)に定める警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、これを使用することが可能。

(有機農業の取組に係る注意事項)

- ① 有機農業に取り組む各々の作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ② 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ③ 作物によっては、25年度より支援単価が異なるものがありますので、10ページを参照してください。

有機農産物の日本農林規格(抜粋)

制 定	平成12年1月20日農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日農林水産省告示第1180号
最終改正	平成24年3月28日農林水産省告示第833号

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材(●)と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材(●)	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥(●) メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

<p>よう成りん肥</p> <p>塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカ ルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 固結防止材</p> <p>その他の肥料及び土 壤改良資材</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</p> <p>カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限り、使用すること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。</p> <p>植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。</p>
---	---

- (注6) (●)印の資材については、本対策においては別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます。
- (注7) 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限り、と考えられます。
- (注8) 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の添付書類等については15ページ(参考)を参照してください。

別表2

農薬	基準
<p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤</p> <p>マシン油エアゾル</p> <p>マシン油乳剤</p> <p>デンプン水和剤</p> <p>脂肪酸グリセリド乳剤</p> <p>メタルデヒド粒剤</p> <p>硫黄くん煙剤</p> <p>硫黄粉剤</p> <p>硫黄・銅水和剤</p> <p>水和硫黄剤</p> <p>石灰硫黄合剤</p> <p>シイタケ菌糸体抽出物液剤</p> <p>炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹</p> <p>炭酸水素ナトリウム・銅水和剤</p> <p>銅水和剤</p> <p>銅粉剤</p> <p>硫酸銅</p> <p>生石灰</p> <p>天敵等生物農薬</p>	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限り、使用すること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合に限り、使用すること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合に限り、使用すること。</p>

天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 銅水和剤の薬害防止に使用する場合には限ること。
--	---

(注9) 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の添付書類等については15ページ(参考)を参照してください。

4. 地域特認取組(5割低減の取組との組み合わせ)

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。詳細については都道府県、市町村にお問合せください。

(参考) 5割低減の取組

(1) 5割低減の取組とは

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として^(注10)5割以上低減する取組です。

(2) 5割低減の取組の要件

- ① 主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として^(注10)5割以上低減すること
- ② 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること(ただし、エコファーマーに関する特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること)

(注10) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村、地域センターにお問い合わせください。

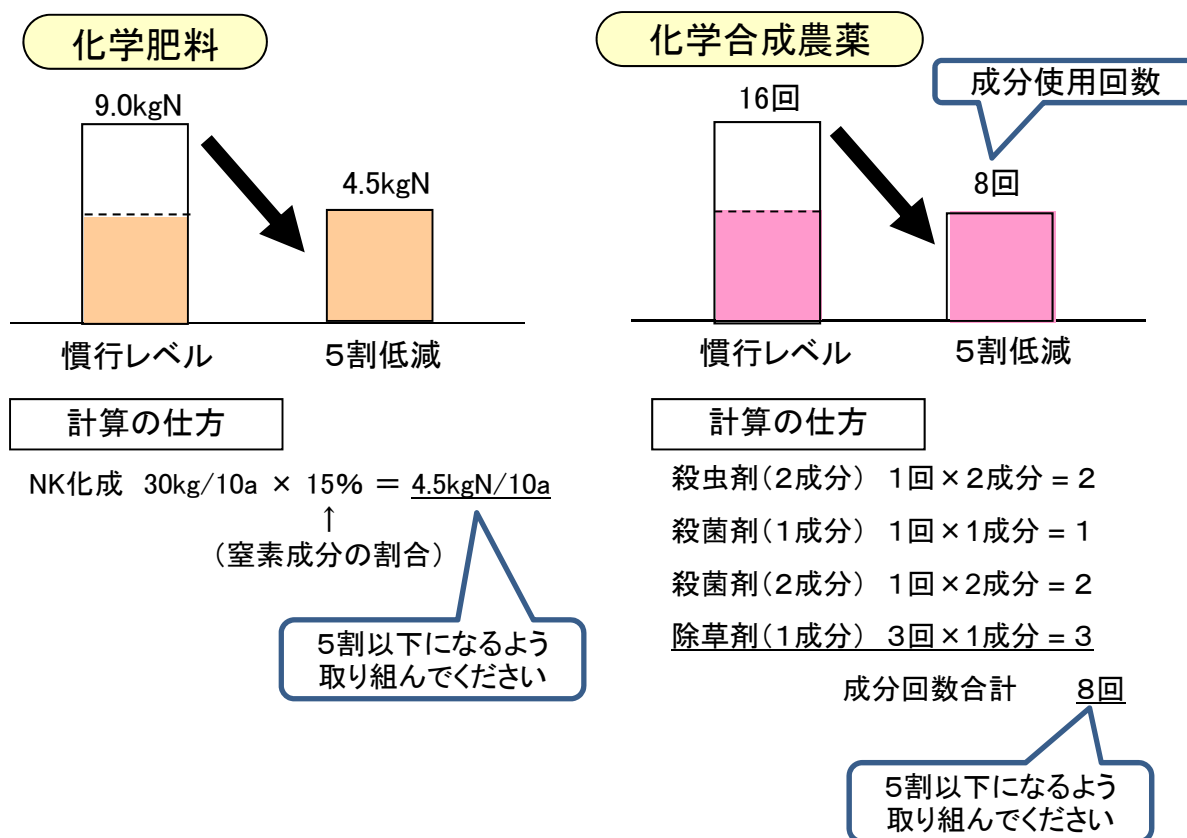
V 留意事項

1. 5割低減の取組について

算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベル※は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

■ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の算定の仕方



※慣行レベルとは？

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については都道府県にお問い合わせください。

2. 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村によっては、地域独自の要件を追加している場合があります。追加要件の有無に関しては取り組むほ場が所在する市町村にあらかじめお問い合わせください。

3. 支援対象取組の事例(注1)

	H24年度	4月	H25年度	3月
1. カバークロップ (5割低減の取組との 組み合わせ)			<p>水稲(5割低減) → カバークロップ(れんげ)</p>	
		<p>カバークロップ(れんげ) → 水稲(5割低減)</p>		
		<p>小麦(5割低減) → カバークロップ(れんげ)</p>		
2. 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に 資する施用(注2) (5割低減の取組との 組み合わせ)			<p>堆肥施用 → 葉菜類(5割低減)</p>	
			<p>水稲(5割低減) → 堆肥施用</p>	
3. 有機農業			<p>有機農業 (水稲)</p>	

(注1) 上記作物は例示であって、支援の対象作物や緑肥等の品種については、これらに限定されるわけではありません。

(注2) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取組は、堆肥の施用又は5割低減の取組のいずれかが24年度中に終了している場合は、支援の対象となりません。(ただし、24年度に「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」が特認取組として承認されている地域は、支援の対象となる場合があります。)

(注3) 「持続的酪農経営支援事業」等他の事業との重複受給はできませんので、ご注意ください。どのような場合に重複受給になるかについては、農政局、地域センターにお問い合わせください。

4. 支援の水準

(1) 支援単価^(注1,2)

環境保全型農業直接支払交付金の国と地方(都道府県、市町村)の支援単価は以下のとおりです。

対象取組	国の支援単価 (/10アール)	地方の支援単価 (/10アール)	国と地方の合計 (/10アール)
カバークロープ	4,000円	4,000円	8,000円
炭素貯留効果の高い堆肥 の水質保全に資する施用	2,200円	2,200円	4,400円
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	4,000円 (1,500円)	4,000円 (1,500円)	8,000円 (3,000円)

(注1) 平成24年度に申請した取組であっても平成25年度に終了する取組については上記単価が適用されます。

(注2) 特認取組の支援単価は取組毎に異なりますので、詳細は市町村、地域センターに問い合わせください。

(2) 交付額

国は、地方公共団体が国と同額の支援を行う取組に対して交付金を交付します。交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。ただし、下記枠内の「交付額の算定に係る注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に支援対象取組が行われた面積(実施状況の確認後の面積)です。また、支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1作分の面積です。2つの取組を組み合わせて行った場合(例:1つの農地で有機農業とカバークロープの取組を行う)であっても、支援は1つの取組分です。

$$\begin{array}{c} \text{交付額} \\ \text{(円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{支援単価} \\ \text{(円/アール)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{履行面積} \\ \text{(確認后面積)} \\ \text{(アール)} \end{array} \quad (\text{注3})$$

(注3) 交付額の計算に用いる履行面積はアール未満を切り捨てた面積となります。

(交付額の算定に係る注意事項)

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算を上回った場合は、交付金が減額されることがあります。
- ③ 特認取組については、カバークロープ、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、有機農業の交付申請額算定後に、国の予算に残余が発生した場合に交付の対象となります。

(参考) 25年度の変更点

環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やして行くため、以下の見直しを行いました。

見直しの内容

◇ 全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用^(注)を全国共通取組に位置づけると共に、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理しました。

現 行

全国共通取組

- ・ カバークロップ
- ・ 有機農業
- ・ 冬期湛水管理
- ・ リビングマルチ
- ・ 草生栽培

地域特認取組

- ・ 堆肥の施用^(注)
- ・ バンカープランツ
- ・ 江の設置 等

見 直 し 後

全国共通取組

- ・ カバークロップ
- ・ 有機農業
- ・ 堆肥の施用^(注)

地域特認取組

- ・ 冬期湛水管理
- ・ リビングマルチ
- ・ 草生栽培
- ・ バンカープランツ
- ・ 江の設置 等

◇ 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査した結果、一部の取組の単価を見直しました。

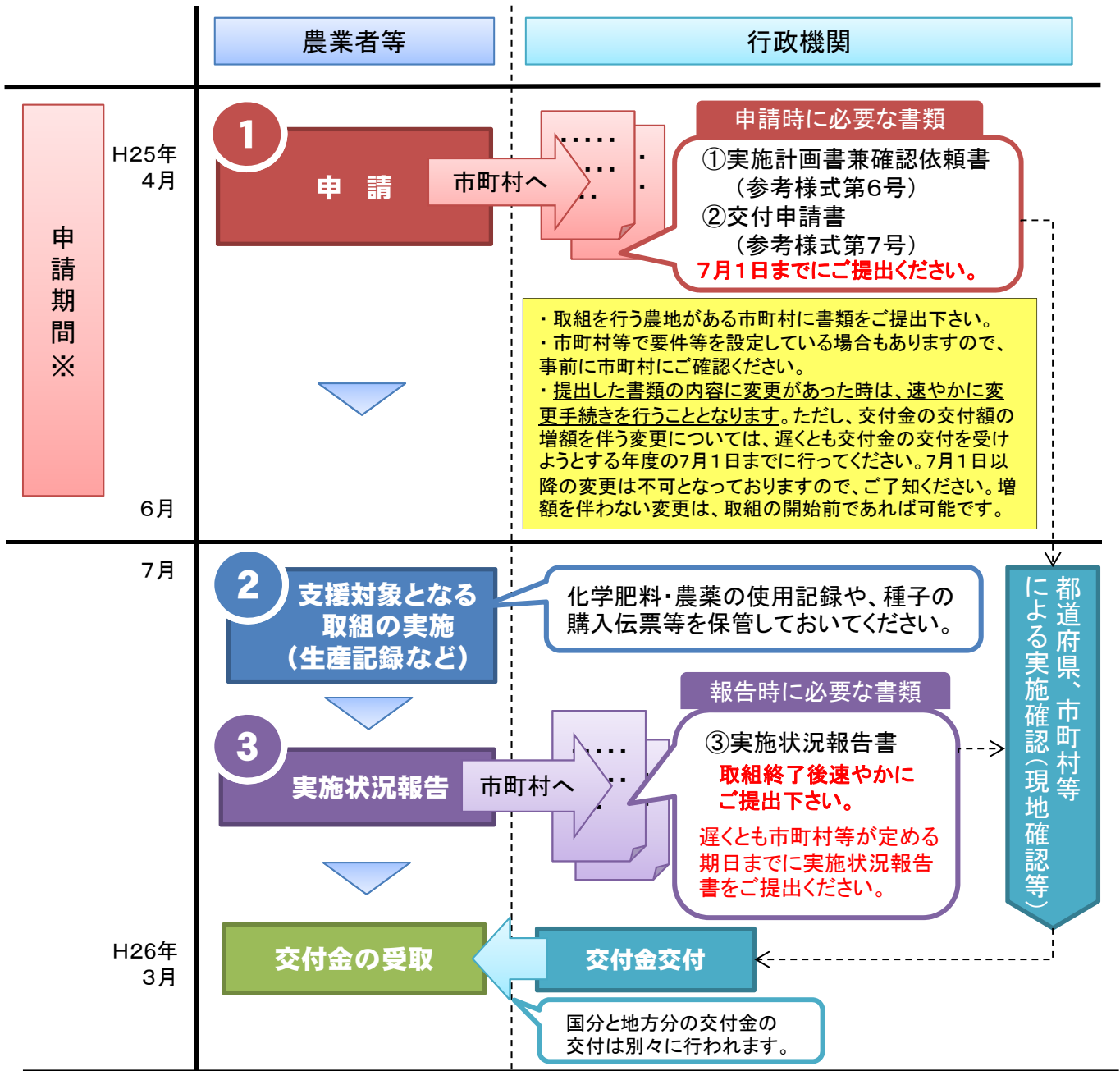
- ・ 有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物
【現行】国の支援額:4,000円/10a → 【見直し後】国の支援額:1,500円/10a
- ・ 堆肥の施用^(注)
【現行】国の支援額:2,500円/10a → 【見直し後】国の支援額:2,200円/10a

(注)堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指します。

VI

申請手続きについて

1. 手続きの流れ



※申請期間については、平成25年度予算の成立状況により変更になる場合があります。

(交付金の交付に係る注意事項)

- ① 虚偽の申請、報告が判明した等の場合、交付金を返還していただくことがあります。(16ページ「交付申請書 交付申請に関する誓約事項」参照)
- ② 国による抽出確認、会計検査等の対象となる場合もありますので、生産記録の基礎となった書類等については1年間保管する必要があります(H25年度に交付を受けた場合はH27年3月まで保管が必要です)。

なお、交付要件報告書(参考様式第10号)で代替した場合は当該書類については5年間保管する必要があります(H25年度に交付を受けた場合はH31年3月まで保管が必要です)。(15ページ(3)参照)

1 支援を受けようとする農業者は、「実施計画書兼確認依頼書」(参考様式第6号)と「交付申請書」(参考様式第7号)を、7月1日までに取組を実施する農地が所在する市町村に提出します。

また、以下の場合は「実施計画書兼確認依頼書」(参考様式第6号)の提出時期が異なりますので、ご注意ください。

○「5割低減の取組」「カバークロープ」「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」「有機農業」「特認取組」の取組のいずれかが7月1日までに終了する場合は、受付開始以降速やかに市町村に提出してください。

なお、実施計画書に変更が生じた場合、変更手続きを市町村にさせていただく必要があります。交付金の交付額の増額を伴う変更については、遅くとも交付金の交付を受けようとする年度の7月1日までに行ってください。7月1日以降の変更は不可となっております。交付金の増額を伴わない変更(取組面積の減少、主作物の変更等)は、取組の開始前であれば可能です。まずは市町村にお問い合わせください。

2 生産記録を記入するとともに、種子の購入伝票等を保管します。

3 取組の終了後には、「実施状況報告書」(参考様式第9号)、各取組の取組面積を記載した「実施計画書兼確認依頼書」(参考様式第6号)、「生産記録」(参考様式第8号)、「農業環境規範の点検シート」(参考様式第11号)を速やかに農地が所在する市町村に提出します。

年度末に取組が終了する場合には、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録(参考様式第8号)により実施状況の報告を行うことができます(この場合、併せて「交付要件報告書」(参考様式第10号)が必要となります)。

2. 提出先

申請に必要な各種書類の提出先は、農地が所在する市町村になります。ただし、本対策に取り組まない意向の市町村もあることから、あらかじめ提出先の市町村に申請受付等を行うかどうかを確認してください。

また、複数の市町村において取組を行う場合、同一県内市町村分を居住している市町村が一括して受付できる場合もありますので、複数市町村分の申請を一括で行いたい場合は、居住する市町村にお問い合わせください。

3. 提出する書類の一覧

(1) 申請時(注1)

提出書類(必須)	必要に応じて提出すべき書類	左記の書類が必要となるケース
交付申請書 (参考様式第7号)	規約、構成員名簿、共同販売経理を確認することができる書類(通帳の写し等)	共同販売経理を行う集落営農の場合、提出が必要
	規約、構成員名簿	農業者グループの場合、提出が必要
実施計画書 兼確認依頼書 (参考様式第6号)	取組農家一覧(集落営農(共同販売経理)用)(参考様式第6号別紙)	その構成員が環境保全型農業直接支払交付金の申請を行っている場合、提出が必要
	取組農家一覧(農業者グループ用)(参考様式第6号別紙)	農業者グループの場合、提出が必要
	持続農業法第4条第1項の認定に係る特例措置の適用について(参考様式第1号)	エコファーマー認定に係る特例措置を受けようとする農業者の場合、提出が必要
	施肥管理計画	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に取り組む場合、提出が必要(地域によって提出時期が異なる場合があります)
	土壌診断結果書類	
有機JAS認定書の写し	有機JAS認定を受けている農業者が提出すると、実施状況報告時に生産記録、資材証明書等の写しの提出の省略が可能	

(2) 実施状況報告時(注1)

提出書類(必須)	必要に応じて提出すべき書類	左記の書類が必要となるケース
実施状況報告書 (参考様式第9号)	左記のみ	—
実施計画書 兼確認依頼書 (参考様式第6号)	左記のみ	—
生産記録 (参考様式第8号)	種子の購入伝票等及びカタログ等の写し	カバークロープを実施した場合、提出が必要
	堆肥の購入伝票(譲渡の場合はその証拠書類、自給堆肥の場合は原料等が記載された書類)	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に取り組む場合、提出が必要(地域によって提出時期が異なる場合があります)
	堆肥の成分証明書	
	資材証明書等の写し	有機農業の取組において、有機農産物の日本農林規格別表1、2の肥料又は農薬を利用した場合、提出が必要(詳細は15ページ(参考)を参照)
	出荷・販売伝票等の写し	主作物について10アール未満の事業申請の場合、提出が必要
農業環境規範の点検シート (参考様式第11号)	左記のみ	—
※ 右記の①～③に該当する場合に提出が必要となる書類。	交付要件報告書(参考様式第10号)	①有機JAS認定者が、実施状況の報告において生産記録の提出を省略する ②年度内に対象取組が終了する場合であって、取組見込みを記載した生産記録を提出する ③主作物について10アール未満の事業申請であって、主作物の出荷前に実施状況の報告を行う場合、提出が必要

(参考) 有機農業の取組において別表1、別表2の資材を使用した場合の提出が必要な書類について(平成25年2月時点)

資材の区分		購入資材の場合(注4)	自給資材の場合
		添付書類	添付書類
別表1 の肥料	<分類A> <input type="checkbox"/> 植物及びその残さ由来の資材 <input type="checkbox"/> 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 <input type="checkbox"/> 発酵した食品廃棄物由来の資材 <input type="checkbox"/> グアノ <input type="checkbox"/> 乾燥藻及びその粉末	<u>原材料の内容を証明する書類</u> (注2) (分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)	原材料が購入資材である場合 <u>・原材料の内容を証明する書類</u> (注2) (分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)
	<分類B> <input type="checkbox"/> 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 <input type="checkbox"/> と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 <input type="checkbox"/> バークたい肥 <input type="checkbox"/> 草木灰		
	「硫黄」、「塩化カルシウム」、「食酢」、「製糖産業の副産物」	なし	
	別表1の肥料のうち上記以外の資材	<u>資材証明書(注3)等の写し</u>	
別表2 の農薬	「除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤」、「性フェロモン剤」、「展着剤」	<u>資材証明書(注3)等の写し</u>	
	別表2の農薬のうち上記以外の資材	なし	

(注1) 都道府県、市町村によっては、この他に提出書類が必要となる場合がありますので、詳細は市町村にお問合せください。

(注2) 「原材料の内容を証明する書類」については、原材料が全て記載されていれば、資材証明書に代えて、資材袋の写し等を利用していただいても構いません。

(注3) 「資材証明書」とは、製造業者又は販売業者が発行する、別表1又は別表2の基準を満たしていることを示す書類(製造工程まで添付する必要はない)。

(注4) 購入資材の場合、都道府県が添付書類の提出を省略している場合があります。

(3) 保管書類

保管書類の具体例	保管期間(注5)
○ 生産記録の基礎となった、肥料、農薬の購入伝票等	1年間
○ 交付要件報告書(参考様式第10号)で代替した書類 ・ 生産記録(見込みでないもの) ・ 有機JAS認定に必要な生産記録等の書類 ・ 出荷・販売伝票	5年間
○ 利用権が設定された農地や特定作業受託契約に係る農地で支援を受けていた場合は、これに関する契約書等	

(注5) 保管期間の詳細については市町村にお問い合わせください。

4. 申請の際の留意点

本対策に申請する場合は、立入検査、交付金の返還に関する事項を記載した申請年度様式の「**交付申請に関する誓約事項**」を必ず確認していただいた上で、交付申請書(参考様式第7号)を作成してください。

また、申請年度様式の「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「**個人情報の取扱いの確認**」欄にチェック(☑同意する)してください。

25年度の交付申請書(参考様式第7号)については下記のホームページよりご覧ください。

(参考)平成24年度様式(申請年度の様式でご確認ください)

(参考様式第7号別紙)

交付申請に関する誓約事項

- 1 環境保全型農業直接支払交付金に関する報告(事業効果の検証を目的とした各種調査協力(アンケートを含む。))や立入検査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 出荷・販売伝票、利用権設定等農地の賃借に係る契約書等の証拠書類を5年間保管します。また、抽出確認に必要となる実施状況の報告の基礎となった資材の購入伝票等については、交付金の交付を受けた年度の翌年度末まで保管します。
こうした書類について、地域センター等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 全国の申請額が国の予算額を上回った場合には、環境保全型農業直接支援対策実施要領第1の3の(3)のイにより、国の交付金の交付額の調整を行うため、国からの交付額は、対象活動が実際に履行された面積に国の支援単価を乗じた額から減額されることがあり得るということについて同意します。
- 4 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
(1) 交付申請書、実施計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
(2) 実施状況の報告に係る提出書類において、虚偽の内容を報告したことが判明した場合
(3) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
(4) 平成23年度に先進的営農活動支援交付金の支援を受けた取組と組み合わせた取組で平成24年度に本交付金の支援を受けていた場合

(参考様式第7号別添)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は、「交付申請書」及び「実施計画書」の「個人情報の取扱いの確認」の欄の口印にレ印を必ずご記入ください。

農林水産省、都道府県又は市町村は、環境保全型農業直接支援対策の環境保全型農業直接支払交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の交付金の交付に係る交付事務や本対策の円滑な推進に資する調査のために利用します。

農業者戸別所得補償制度の加入者管理コードをお持ちの方で、振込口座の記入を省略された方については、農業者戸別所得補償制度で提出された申請書等に記載された個人情報を、環境保全型農業直接支払交付金の交付事務のために利用します。

また、農林水産省、都道府県又は市町村は、環境保全型農業直接支払交付金の交付のほか、次の事業等(注1)に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、環境保全型農業直接支払交付金の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、市町村又は都道府県が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省や市町村が交付申請書や実施計画書の内容を訂正することがあります。

○事業等(注1)
農業者戸別所得補償制度、農業災害補償制度、平成23年度環境保全型農業直接支援対策のうち先進的営農活動支援交付金

○関係機関(注2)
都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合連合会、農業共済組合等、平成23年度環境保全型農業直接支援対策のうち先進的営農活動支援交付金の事業実施主体 等

環境保全型農業直接支援対策に関する詳細な情報

環境保全型農業直接支援対策の申請様式、要綱・要領は下記のアドレスに掲載しています。本パンフレットについて不明な点があれば後ろの問い合わせ先にお問い合わせください。

また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村に確認してください。

○農林水産省

<環境保全型農業直接支援対策ホームページ>

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

から環境保全型農業直接支援対策をクリック ← 各種様式もこちらから

環境保全型農業直接支援対策について

検索

お問い合わせ先 (農政局、地域センター)

※ 平成25年2月現在

都道府県	お問い合わせ先	連絡先(電話番号)※
北海道	北海道農政事務所 農政推進部 農政推進課	011-642-5473
	函館地域センター 農政推進グループ	0138-26-7800
	旭川地域センター 農政推進グループ	0166-76-1279
	釧路地域センター 農政推進グループ	0154-23-4401
	帯広地域センター 農政推進グループ	0155-24-2401
	北見地域センター 農政推進グループ	0157-23-4171
	苫小牧地域センター 農政推進グループ	0144-32-5345
青森県	青森地域センター 農政推進グループ	017-777-3512
	八戸地域センター 農政推進グループ	0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター 農政推進グループ	019-624-1125
	奥州地域センター 農政推進グループ	0197-25-3918
宮城県	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
	大崎地域センター 農政推進グループ	0229-22-2790
秋田県	秋田地域センター 農政推進グループ	018-862-5755
	大仙地域センター 農政推進グループ	0187-62-2123
山形県	山形地域センター 農政推進グループ	023-622-7235
	酒田地域センター 農政推進グループ	0234-33-7246
福島県	福島地域センター 農政推進グループ	024-534-4145
	いわき地域センター 農政推進グループ	0246-23-8516
茨城県	水戸地域センター 農政推進グループ	029-221-2186
	土浦地域センター 農政推進グループ	029-843-6875
栃木県	宇都宮地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	028-633-3315
	大田原地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	0287-23-5612
群馬県	前橋地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	027-221-2685
埼玉県	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0067
千葉県	千葉地域センター 農政推進グループ	043-251-8307
東京都	東京地域センター 農政推進グループ	03-3214-7321
神奈川県	横浜地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	045-211-7176
山梨県	甲府地域センター 農政推進グループ	055-254-6016
長野県	長野地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	026-234-5575
	松本地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	0263-47-2003
静岡県	静岡地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	054-246-6121
	浜松地域センター 農政推進グループ 戸別所得補償チーム	053-456-4620
新潟県	新潟地域センター 農政推進グループ	025-228-5211
	長岡地域センター 農政推進グループ	0258-31-2131
富山県	富山地域センター 農政推進グループ	076-441-9307
石川県	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4131
福井県	福井地域センター 農政推進グループ	0776-35-3225

都道府県	お問い合わせ先	連絡先(電話番号)※
岐阜県	岐阜地域センター 農政推進グループ	058-271-4407
	高山地域センター 農政推進グループ	0577-32-1155
愛知県	東海農政局 生産部 生産技術環境課	052-746-1313
	豊橋地域センター 農政推進グループ	0532-56-3080
三重県	津地域センター 農政推進グループ	059-228-3199
滋賀県	大津地域センター 農政推進グループ	077-522-4274
	東近江地域センター 農政推進グループ	0748-23-3842
京都府	近畿農政局 生産部 生産技術環境課	075-414-9722
大阪府	大阪地域センター 農政推進グループ	06-6941-9657
兵庫県	神戸地域センター 農政推進グループ	078-331-9951
	姫路地域センター 農政推進グループ	079-281-3697
	豊岡地域センター 農政推進グループ	0796-22-2179
奈良県	奈良地域センター 農政推進グループ	0742-36-2981
和歌山県	和歌山地域センター 農政推進グループ	073-436-3832
鳥取県	鳥取地域センター 農政推進グループ	0857-22-3131
島根県	松江地域センター 農政推進グループ	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局 生産部 生産技術環境課	086-224-4511
広島県	広島地域センター 農政推進グループ	082-228-9483
	福山地域センター 農政推進グループ	084-955-8631
山口県	山口地域センター 農政推進グループ	083-922-5255
徳島県	徳島地域センター 農政推進グループ	088-622-6132
香川県	高松地域センター 農政推進グループ	087-831-8185
愛媛県	松山地域センター 農政推進グループ	089-932-6989
高知県	高知地域センター 農政推進グループ	088-875-2151
福岡県	福岡地域センター 農政推進グループ	092-281-8261
	北九州地域センター 農政推進グループ	093-561-1596
佐賀県	佐賀地域センター 農政推進グループ	0952-23-3136
長崎県	長崎地域センター 農政推進グループ	095-845-7123
熊本県	九州農政局 生産部 生産技術環境課	096-211-9591
	八代地域センター 農政推進グループ	0965-35-7311
大分県	大分地域センター 農政推進グループ	097-532-6134
宮崎県	宮崎地域センター 農政推進グループ	0985-22-3184
	宮崎地域センター 都城支所	0986-23-3966
	延岡地域センター 農政推進グループ	0982-33-0700
鹿児島県	鹿児島地域センター 農政推進グループ	099-222-7528
	鹿屋地域センター 農政推進グループ	0994-43-3222
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653

※ 農地の所在する市町村、都道府県にお問い合わせいただくことも可能です。

本パンフレットや環境保全型農業直接支援対策に関するお問い合わせは
農林水産省 生産局 農産部 農業環境対策課 (Tel 03-6744-0499)